

# 10月1日 から 幼児教育・保育 無償化開始

☎こども福祉課 Tel 0299-23-5583

## — 無償化の対象と範囲 —

	3歳～5歳児	住民税非課税世帯のみ 0歳～2歳児
幼稚園・認定こども園 保育所・地域型保育	無償	無償
新制度未移行幼稚園	月額 25,700 円 まで無償	—
幼稚園等の預かり保育	月額 11,300 円 まで無償	月額 16,300 円 まで無償
認可外保育施設 一時預かり・病児保育等	月額 37,000 円 まで無償	月額 42,000 円 まで無償
就学前障がい児発達支援	無償	—

＼ なにか、手続きは必要なの？！



※通園送迎費・食材料費・行事費などの実費は対象外です。  
※無償化にあたって、市から「保育の必要性の認定」を受けるための申請が必要です。

## — 市役所で手続きが必要な場合があります —

- 01 幼稚園・認定こども園・保育所  
地域型保育を利用の場合 ▶ 新たな申請は不要です
- 02 新制度未移行の幼稚園を利用の  
場合 ▶ 認定の申請が必要です
- 03 幼稚園等の預かり保育を利用の  
場合 ▶ 認定の申請が必要です
- 04 認可外の保育施設や、一時預か  
り等を利用の場合 ▶ 認定の申請が必要です

幼児教育・保育無償化の詳細は市公式ホームページをご確認ください

石岡市 幼児教育・保育無償化

